

未熟児養育医療制度について

2025年4月作成

2025年1月～6月治療開始の場合はR6年度（R5年分）の市（区町村）**民税額**の証明

2025年7月～12月治療開始の場合はR7年度（R6年分）の市（区町村）**民税額**の証明

未熟児養育医療とは

医師が入院を必要と認めた未熟児が指定医療機関に入院した場合に、医療費や食事療養費等の費用を給付する制度です。

なお、費用は市町村から医療機関へ直接支払われますが、未熟児と同一世帯である扶養義務者の市（区町村）民税額に応じて、自己負担金が生じます。この自己負担については、子ども医療助成事業の給付対象になります。

対 象

出生時の体重が2,000g以下あるいは身体の発達が未熟なままで産まれた満1歳未満の赤ちゃん（市内に住所がある）で、医師が指定養育医療機関での入院養育を必要と認めた場合。

対象となる医療

保険診療分の入院費と食事療養費

※保険診療外（紙おむつ代、差額ベッド代など）の費用は対象外です。

必要書類

- 1 養育医療給付申請書（様式3） ※保護者が記入
- 2 養育医療意見書（様式8） ※主治医に記載いただくものです。
- 3 養育医療世帯調書（様式5） ※保護者が記入 ＜世帯全員記入＞
- 4 同意書（様式6） ※自署による記入 ＜子どもは除く＞
- 5 世帯全員の市（区町村）**民税額**の証明 ※詳細については裏面をご覧ください。
- 6 委任状（様式4） ※保護者が記入
- 7 申請者（窓口に来られた人）の本人確認が出来る書類
(A) 個人番号確認書類と(B) 扶養義務者の本人確認書類
※マイナンバーカード以外は、(A)と(B)のどちらも必要です。
(A) 個人番号確認書類: マイナンバーカード、番号通知カード、住民票（番号が記載ありのもの）のいずれか1つ
(B) 扶養義務者の本人確認書類
ア 顔写真付き: いずれか1つ（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
イ 顔写真なし: いずれか2つ以上（健康保険証、母子健康手帳、市県民税決定通知書、源泉徴収票等）
- 8 世帯全員のマイナンバーの番号がわかるもの（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、個人番号記載の写し マイナンバーの記載されている住民票）
- 9 こどもの保険証の写し（コピー可。まだ発行されていないときは扶養義務者の保険証でも可。）
- 10 印鑑

※裏面もご覧ください。

申請後の流れ

- ① 申請書を審査します。
- ② 養育医療の承認後、「養育医療券」を申請者のご自宅に送付します。
- ③ 「養育医療券」を入院先の病院に提出すると、医療の給付が受けられます。
※退院されましたら、「養育医療券」を保健課健康推進室まで返還してください。

(注意)

- ① 医療機関は指定医療機関に限ります。
- ② 転院する場合、事前に「養育医療券記載内容等変更届(様式 10)」を保健課健康推進室まで提出してください。

【課税証明について】

課税(市区町村民税額等)状況	添付証明書	発行先
1 生活保護を受けている方	生保受給証明書	福祉事務所
2 自分で事業をしている方 3 会社等に勤務し、給与支払を受けている方 4 1～3以外の方	市(区町村)民税の課税証明書 又は非課税証明書	市(税務課)

【課税証明書】

※赤ちゃんと同一世帯である扶養義務者全員の市(区町村)民税額の証明が必要となります。
課税証明書は、治療開始した年の1月1日に住所があった市区町村で発行できます。

(所得金額・控除額・扶養人数・税額が記載されたもの)

ただし、扶養関係が他の方の証明書等で明らかな場合、省略できます。

(注意)世帯外扶養義務者がいる場合、その方の課税証明も必要です。

※ただし、下記①②両方を満たす場合にその証明書(有料)の提出を省略できます。

- ① 同意書(様式6)に個人番号(番号確認書類提示のこと)の記載がある方
- ② 喜多方市担当職員が母子保健法第21条の4第1項(費用の徴収)に基づく事務を処理するために限って、地方税関係情報を取得することに同意いただける方

※治療を開始した月により、**市(区町村)民税額**を証明すべき年が変わります。

- ・治療開始月が1～6月:『申請の前々年』の**市(区町村)民税額**を証明する書類 **R5年分**
- ・治療開始月が7～12月:『申請の前年』の**市(区町村)民税額**を証明する書類 **R6年分**

※マイナンバー制度が始まりましたが、課税証明が必要な場合があります。

マイナンバー制度を使用して確認ができる地方税情報は限られており、養育医療給付の算定に必要な情報の全てが得られる状況にありません。そのため、課税証明書を提出していただく場合があります。

(お問い合わせ先:喜多方市役所 保健課 健康推進室 ☎0241-23-5834)